

現 場 説 明 書

1. 契約事務に関する事項

(1) 入札について

- ① この工事の入札に当たっては、図面、仕様書、近畿農政局競争契約入札心得、工事請負契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書を提出するものとする。
- ② この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

③ 工事費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出する。

イ 工事費内訳書は別途指定する様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出すること。

なお、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

④ 請負代金内訳書の提出

受注者は、発注者が請負代金内訳書（請負代金額の内訳書で、特記仕様書に定める数量単位で、単価及び金額を併記したもの **別紙様式1**）の提出を求めた場合は、2週間以内に発注者に提出しなければならない。

なお、本内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書（案）の提出とともに、次の①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

なお、契約保証の額は請負代金額の10分の1の金額以上とする。

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

ア 保管金領収証書は、「**日本銀行 京都支店**」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

イ 保管金領収証書の宛名の欄には、「**近畿農政局 歳入歳出外現金出納官吏 会計課 課長 補佐（主計）安田路浩**」と記載するように申し込むこと。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、「**日本銀行 京都支店**」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「**近畿農政局 有価証券取扱主任官 会計課 課長補佐（主計）安田路浩**」と記載するように申し込むこと。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

ア 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知雄一」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証の額に相当する金額であること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 銀行等と保証契約を締結した受注者は、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知雄一」と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、契約保証の額に相当する金額であること。

オ 保証期間は、工期を含むものとする。

カ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知雄一」と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証の額に相当する金額であること。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工期変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく工期変更の被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、工期変更に係る工事請負契約書の写しを送付するものとする。

(4) 工事請負契約書（案）について

① 第18条、第19条、第20条

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計変更を伴うものは、工期の末に行う。

② 第26条

第5項（単品スライド条項）の適用については、その運用マニュアル（案）を近畿農政局のホームページに掲載している。

ホームページアドレス

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/pdf/tanpinslide_manual.pdf

③ 第30条

数次にわたる損害額の累積が請負代金の1/100を超える場合の各々の損害額については、累積損害の場合の累積する各々の損害額の最低限は1つの損害額が損害を受けた時点の請負代金額の5/1000以上（ただし5/1000の額が20万円を超える場合は20万円）かつ損害額が10万円以上とする。

なお、天災その他不可抗力による損害が生じるおそれがあると判断される場合には、火災保険、工事保険等に参加すること。

④ 第36条

第1項において、第35条第6項の規定により、前払金超過額を返還する場合における

前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下回らない額とする。

⑤ 第54条の2

本契約に関し、受注者が第54条の2のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑥ 第59条

管轄建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

⑦ 第60条

仲裁合意書は、契約締結時に2通作成し当事者記名の上、各自1通を保有する。

⑧ 契約条件

ア 支払	前金払	有（請負代金額の4／10以内）。
	中間前金払	無。
	部分払	無。
イ 契約書作成期限	落札決定の日の翌日から7日以内	
ウ 工事の着手	契約締結の日から2日以内	
エ 工事期間	令和9年1月29日まで	

2. 指示事項

(1) 適切な技術員の配置

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定に基づき工事現場毎に設置が義務づけられている主任技術者又は監理技術者は、適切な資格及び技術力等を有し、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。

(2) 労働災害の防止について

厚生労働省労働基準局長より「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」（平成 19 年 3 月 22 日付け基発 0322003 号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが、一層推進するよう努めること。

- ① 工事の計画段階における安全衛生の確保
- ② 安全衛生管理体制の整備等
- ③ 工事用機械設備に係る安全性の確保
- ④ 適正な方法による作業の実施
- ⑤ 安全衛生教育等の推進
- ⑥ 労働衛生対策の徹底
- ⑦ 建設業附属寄宿舍
- ⑧ 出稼労働者の労働条件確保

(3) 一括下請負の禁止

受注者は、工事請負契約書第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 14 条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。

(4) 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(5) 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内（出来高部分払を採用する場合は 90 日以内）でできる限り短い期間とすること、前金払制度の趣旨を踏まえ下請け契約における受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう配慮すること、等。なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮を行う。）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(6) 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セーフティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

(7) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という。）を購入し、

当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。

- ② 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
 - ③ 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
 - ④ 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が発行する建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識を現場事務所又は工事現場の出入口等見やすい場所に掲示すること。
 - ⑤ 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
- (8) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- ① 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし枠の装着又は物品積載装置の不法改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - ⑤ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - ⑥ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - ⑦ 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (9) 不法無線局について
- 不法無線局（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく免許を受けないで開設した無線局）を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を起こすため、受注者は電波法令を厳守すること。
- なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。
- (10) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について
- ① 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ① により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 補足事項

- (1) 補足事項は次のとおりであるが、入札説明書及び設計図書（図面、特記仕様書、現場説明書等）について質問があった場合は、メールにて回答する。

回答予定日

令和8年8月31日（月）